広島市主催のイベント等の開催に関する基本方針（5月25日改訂）について

　イベント等の開催の取り扱いについて

○　イベント等の開催については、クラスターが発生するおそれのあるもの（密閉された空間で大声の発声、歌唱や声援又は近接した距離での会話等が想定されるイベント等）や「三つの密」のある集まりを除き、

・屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以下の参加人数にすること

・屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に確保できること(できるだけ２ｍを確保する)

　を目安としつつ、感染防止対策を講じた上で開催する。

○　上記に該当しないものや他の都道府県からの人の往来を伴うもので、この期間に開催する必要があり、開催日の変更が困難な場合は、少なくとも下記２の感染防止対策を確実に実施した上で開催する。

○　開催を予定しているイベント等については、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状のある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、過去2週間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方は参加しないこと、持病のある方や妊婦など、健康や体調に不安のある方は参加を控えることを必ず事前にホームページ等で告知する。あわせて、有料のイベント等の場合には、上記に該当して参加しない方には原則として料金を返金する旨をホームページ等で告知する。

２　感染防止対策

○入場者の制限や誘導、手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置、マスクの着用、室内の換気や人と人との距離の確保等の基本的な感染対策を徹底する。

○イベント等の前後や休憩時間等の交流は極力控える。

○別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」や、「新しい生活様式」の実践例を参考にイベント等の特性に配慮した対策を工夫して行う。

○食事を提供する場合は、調理者や食事の提供者はマスクを着用し、手洗いを励行するほか、大皿での取り分けの自粛、座席の間隔や配置などに留意した上で行う。

[**https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/160703\_199163\_misc.pdf**](https://www.city.hiroshima.lg.jp/uploaded/life/160703_199163_misc.pdf)

３　お問い合わせ先

　（１）　市が主催するイベント等の開催に関する基本方針について

 　　健康福祉局保健部医療政策課　　　　　　　　　電話：０８２－５０４－２６６８

　（２）　市民や民間企業の皆様が主催するイベントの開催に関する相談について

　　企画総務局企画調整部政策企画課企画調整係　　　電話：０８２－５０４－２０１４、０８２－５０４－２０２５